

令和 7 年 2 月 1 7 日

南相馬市農業委員会
2 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和7年2月17日(月) 午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	欠	13	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	16	欠 番	
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	欠 番	
10	森 秋 夫	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 渡邊 賢一

鹿島区 鈴木 清教

原町区 佐藤 光政

原町区 小谷津 弘隆

3. 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹

次 長 佐藤 俊文

主 査 宮本 達男

主 査 林 雄司

副主査 米本 一樹

農地集積課

係 長 但野 典康

主 査 江口 秀則

主 事 増田 知洋

4 . 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 4 号	専決処分の報告について
日程第 4	報告第 5 号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 5	報告第 6 号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 6	報告第 7 号	総務企画専門委員会の開催報告について
日程第 7	報告第 8 号	農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 8	報告第 9 号	違反転用事案の報告について
日程第 9	報告第 10 号	農地法第 5 2 条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供について
日程第 10	議案第 13 号	農用地利用集積計画の決定について
日程第 11	議案第 14 号	農用地利用集積等促進計画の決定について
日程第 12	議案第 15 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 13	議案第 16 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第 14	議案第 17 号	農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について（市許可分）
日程第 15	議案第 18 号	農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について（県許可分）
日程第 16	議案第 19 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）
日程第 17	議案第 20 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 18	議案第 21 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 19	議案第 22 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）
日程第 20	議案第 23 号	現況確認証明申請について
日程第 21	議案第 24 号	令和 7 年度標準農作業料金の決定について
日程第 22	議案第 25 号	農業委員の辞任の同意について

５．会議の概要

（開会 午後１時３０分）

議 長 只今より、令和７年２月定例総会を開会いたします。欠席通告者は、３番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第５条により定足数に達しております。また、４番委員からは所用のため、午後３時４５分頃に退席するとの通告がございましたのでお知らせをいたします。

議 長 日程第１、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第２４条第２項の規定により、議席番号７番委員、８番委員、９番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第２、「諸般の報告」を行います。去る２月１２日に福島市で開催されました、後期農業委員会会長・事務局長研修会に、私と事務局長が参加をいたしました。研修では、農業を取り巻く情勢と農業委員会が果たすべき役割、地域計画策定後の取り組みや転用申請時の対応などについて説明を受けたところでございます。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第３、報告第４号「専決処分の報告について」を議題といたします。先ず、専決第１号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 専決第１号について説明申し上げます。議案書の２ページから３ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第１６条第１項に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第２条により、調整委員２名の指名を専決いたしました。以上であります。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、専決第２号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 専決第２号について説明申し上げます。議案書の４ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の申し出がありましたので、農業経営基盤

強化促進法第16条第1項に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条により、調整委員2名の指名を専決いたしました。以上であります。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第4、報告第5号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の12番委員からの報告を求めます。

12番委員 報告第5号についてご報告をいたします。議案書の5ページになります。去る2月3日午前10時頃より、南相馬市役所北庁舎2階の打ち合わせスペース東側において、受け手1名、福島県農業振興公社2名、調整委員2名、事務局1名により開催をいたしました。協議内容でございますが、公社側から田について10アール当たり40万8,365円の価格が提示されまして、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費等を含めて294万894円となりました。なお、この件は議案第13号の農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほどご審議方よろしく願いをいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、報告第6号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の15番委員からの報告を求めます。

15番委員 報告第6号についてご報告をいたします。議案書の6ページになります。去る2月3日午前11時頃より、南相馬市役所北庁舎2階の打ち合わせスペース東側において、受け手1名、福島県農業振興公社2名、調整委員2名、事務局1名により開催をいたしました。協議内容でございますが、公社側から田について10アール当たり51万1,191円の価格が提示されまして、受け手側もこの金額

で合意し、売買代金は諸経費等を含めて731万8,548円となりました。なお、この件は議案第13号の農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほどご審議方よろしく願いをいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第6、報告第7号「総務企画専門委員会の開催報告について」を議題といたします。総務企画専門委員会委員長からの報告を求めます。

委員長 総務企画専門委員会の開催報告をいたします。令和7年2月10日月曜日午前9時30分から午前11時15分まで行いました。場所は南相馬市役所北庁舎2階会議室2において開催いたしました。出席者は記載のとおり、11名中9名出席でありました。

 次に、協議概要ですが、農業委員の辞任について、農業委員1名より、令和7年1月31日付けで辞任の申し出がありました。一身上の理由となっております。今後の委員活動が困難であると思われることから、辞任について了とすることといたしました。

 次に、農地利用最適化推進委員の推薦及び応募状況について、委嘱までの流れ及び2月7日時点の応募状況について報告がありました。小高区9名、鹿島区8名、原町区13名の合計30名であり、定数35名に対して5名不足のため、再募集することといたしました。

 次に、農地利用最適化推進委員候補者の選考について、選考基準における評価点の方法に見直しが必要な内容があり、事務局で整理することとなりました。引き続き、選考基準を精査し、委嘱候補者を選考していきます。推進委員の決定は、次期農業委員による4月1日予定の臨時総会で決定することとなります。

 次に、互助会費及び旅行積立金の精算についてです。旅行積立金の精算について、今年度は視察研修を実施したことから、一部負担金が発生してございます。過去の慣例では、バス代は全員から徴収することとしておりました。欠席された委員の皆様にもご負担をいただくこととなりますが、どうぞご了承ください。詳細については、別紙を参照ください。

 次に、その他につきましては、ご覧おきいただきたいと思います。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 7、報告第 8 号「農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 それでは報告第 8 号についてご説明いたします。議案書の 8 ページになります。今回 3 件の案件がございますが、いずれも合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続をしましたことを報告いたします。詳細につきましては記載のとおりであります。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 8、報告第 9 号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 それでは報告第 9 号についてご説明いたします。議案書の 9 ページから 10 ページ、整理番号 1 番から 4 番につきまして、当事者の住所氏名、違反転用地の所在、発生年月日等は記載の通りです。

先ず、整理番号 1 番ですが、違反者は樹木や草木の卸売業を営んでおり、平成 16 年に転用許可を受け、集出荷用倉庫等を建築しました。その後、運搬路と駐車場を整備し、現在も使用しております。今般、土地調査を行ったところ、運搬路等が農地に越境していることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなります。

続きまして、整理番号 2 番ですが、令和 2 年頃に行政区公会堂の駐車場として整備し使用しているものです。今般、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなります。

続きまして、整理番号 3 番ですが、令和 5 年 9 月に農業用物置等を設置し使用しております。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなります。

続きまして、整理番号 4 番ですが、昭和 41 年に父親が当該農地を購入し、そ

の後昭和４８年に住宅を建築し、現在まで居宅としております。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなります。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第９、報告第１０号「農地法第５２条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第１０号についてご説明をいたします。議案書の１１ページから１２ページになります。内容につきましては、令和６年１月から１２月までに締結された賃貸借における賃借料水準を示したものとなっております。賃借料の標準的な水準を算出するため、平均のプラスマイナス７０パーセントを超える金額は除いております。今回変更した箇所といたしまして、田の小高区の表記を変更しております。小高区はデータ数が少なく、なおかつ金額も鹿島や原町と比較して少額となっているため、具体的な地区名を記載しております。少額となった理由につきましては、表下段に記載しているとおりでございます。また、畑につきましては、小高区の実績がなかったため、その旨記載をしております。なお、賃借料情報につきましては、議案第２４号の農作業料金表とともに、市のホームページ等で周知する予定となっております。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第１０、議案第１３号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第１３号についてご説明いたします。議案書の１３ページから１４ページになります。先にお配りいたしました正誤表によりまして、議案第１３号及び１４号に加える表がございますので、併せてご覧いただければと思います。内容と

いたしまして、市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります、農地集積課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次 に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 13 号ですが、正誤表のとおり訂正がございます。議案 13 号で説明すべき所有権移転 2 件の内容ですが、議案第 14 号に含めておりました。申し訳ございません。所有権移転の整理番号 1 番及び 2 番につきましては、先ほど報告第 5 号及び第 6 号でご説明いただきました、所有権移転調整会議で協議された内容でございます。

次に、利用権設定 7 件につきましては、原町区の信田沢地区における農用地利用契約でございます。こちらは、福島県農業振興公社を介する契約ではございません。賃借料につきましては、双方合意の上決定してございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 11、議案第 14 号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件が 3 件ありまして、該当案件ごとに審議をいたします。円滑な議事の進行にご協力をお願いいたします。まず、整理番号 6 番を先に審議いたします。農業委員会法第 31 条の規定により、7 番委員にはこの間退席をお願いいたします。暫時休議いたします。

（休議）

議 長 再開します。事務局から、整理番号 6 番の説明を求めます。

事務局 議案第 14 号整理番号 6 番についてご説明いたします。議案書の 17 ページ中ほどになります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるに当たり、福島復興再生特別措置法第 17 条の 28 第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を

求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります、農地集積課の担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次 に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 整理番号 6 番についてご説明いたします。原町区の馬場地区であり、圃場整備地区外でございます。福島県農業振興公社との契約に係る調整でございます。賃借料につきましては、双方合意の上決定してございます。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。7 番委員の復席を許します。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開します。次に、整理番号 5 4 番及び 1 7 1 番を審議いたします。農業委員会法第 3 1 条の規定に準じて、佐藤推進委員にはこの間退席を願います。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開します。事務局から、整理番号 5 4 番及び 1 7 1 番の説明を求めます。

事務局 議案第 1 4 号整理番号 5 4 番及び 1 7 1 番についてご説明いたします。整理番号 5 4 番は議案書の 2 2 ページ、整理番号 1 7 1 番は議案書の 3 4 ページにそれぞれあたります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるに当たり、福島復興再生特別措置法第 1 7 条の 2 8 第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります、農地集積課の担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次 に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 整理番号 5 4 番及び 1 7 1 番についてご説明いたします。原町区の高平地区における福島県農業振興公社との契約に係る調整となります。契約満了に伴う再契

約でございます。賃借料については、地区の営農改善組合での決定を踏まえたものとなっております。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。佐藤推進委員の復席を許します。暫時休議いたします。

（休議）

議 長 再開します。それでは、事務局から議案第 14 号「農用地利用集積等促進計画の決定について」の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第 14 号の残り全部についてご説明いたします。正誤表によりまして、議案第 14 号整理番号 128 番及び 177 番について、修正点がございますので、ご承知おきください。議案書につきましては 17 ページから 36 ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるに当たり、福島復興再生特別措置法第 17 条の 28 第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります、農地集積課の担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 14 号の残り全部でございますが、訂正がございます。議案書 29 ページの整理番号 128 番ですが、最終的に契約まで至りませんでしたので、取り下げという形になります。これに伴い、議案書 34 ページの整理番号 177 番について、筆数が 91 筆から 90 筆に変更、面積が 36 万 137 平方メートルから 35 万 6,793 平方メートルに修正となります。利用権設定関係の整理番号 1 番から 5 番につきましては、真野地区の圃場整備地区内での福島県農業振興公社との契約に至ったものでございます。賃借料につきましては、営農改善組合で決定した金額となっております。

続いて、整理番号 12 番から 184 番につきましては、高平地区の公社契約満了に伴う、再契約の内容でございます。賃借料につきましては、営農改善組合での決定を踏まえたものとなっております。

続いて、整理番号 185 番 186 番につきましては、原町区の馬場地区におけ

る耕作者変更に伴う公社契約の調整でございます。

続いて、整理番号１８７番から１９０番につきましては、原町区の本陣前及び陣ヶ崎地内での公社契約でございまして、賃借料につきましては、双方合意の上で決定した金額でございます。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第１２、議案第１５号「農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第１５号についてご説明いたします。議案書の３７ページから４１ページになります。申請番号１番から１４番について、詳細は記載のとおりでございます。調査担当委員からは、これらの案件について、許可要件を満たしているとの報告がございました。以上であります。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第１３、議案第１６号「農地法第４条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第１６号についてご説明いたします。議案書の４２ページ、申請番号１番及び２番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号１番については、第２種農地に農業用物置等を設置するための転用申請となっております。報告第９号整理番号３番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。

次に、申請番号 2 番については、第 3 種農地に一般住宅を建築するための転用申請となっております。報告第 9 号整理番号 4 番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。先ず、申請番号 1 番について、1 2 番委員。

1 2 番委員 議案第 1 6 号申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。本案件は報告第 9 号整理番号 3 番との関連する案件でございます。現地案内図は 1 ページとなります。ただいま事務局より説明があったとおりでございますが、違反転用状態を是正するための申請となります。去る 2 月 6 日の午前 1 0 時 3 0 分頃より、申請者立ち会いのもとに現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、申請者本人より確認し、引き続き農業用物置及び駐車場として利活用する計画書類も提出をされておるところでございます。現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準を満たし、問題ないと判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 2 番について、7 番委員。

7 番委員 議案第 1 6 号申請番号 2 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 2 ページになります。この案件は報告第 9 号整理番号 4 番関連の案件です。申請内容は記載のとおりです。去る 2 月 7 日午前 1 0 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 4、議案第 1 7 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 7 号についてご説明をいたします。議案書の 4 3 ページ、申請番号 1

番につきまして、申請当事者の住所氏名、土地の表示、許可を取り消しする理由は記載のとおりでございます。太陽光発電施設用地として使用する目的で転用許可を受けましたが、事業者側で事前の現地確認が不十分であり、工事のため重機を搬入する際に、進入路が狭く、隣地に影響を与える可能性があることから、事業断念し許可を取り消しするものとなっております。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 15、議案第 18 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 18 号についてご説明をいたします。議案書の 44 ページ、申請番号 1 番につきまして、申請当事者の住所氏名、土地の表示、許可を取り消しする理由は記載のとおりでございます。先ほどの議案 17 号の取り消し案件と同一の事業者でありまして、こちらも太陽光発電施設用地として使用する目的で転用許可を受けましたが、事前の現地確認が不十分であり、工事のため重機を搬入する際に、進入路が狭く、隣地に影響を与える可能性があり、また、土地内の水の引きが悪く、表層軟弱で重機の搬入が困難なため、事業を断念するものとなっております。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 16、議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 19 号についてご説明をいたします。議案書の 45 ページ、申請番号 1 番につきまして、申請当事者の住所氏名、土地の表示、事業計画を変更する理由は記載のとおりです。本案件は議案第 21 号申請番号 1 番の関連となります。農

業機械修理販売業を営むための事業用地として使用する目的で転用許可を受けましたが、事業を断念することとなり、今般、別な事業者が土地を譲り受け、工場等を整備するために、事業計画変更をするものとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、4 番委員。

4 番委員 議案第 19 号申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 3 ページになります。去る 2 月 10 日午後 1 時 30 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 17、議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 20 号についてご説明いたします。議案書の 46 ページ、申請番号 1 番及び 2 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。補足といたしまして、両案件とも報告第 9 号の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。先ず、申請番号 1 番について、11 番委員。

11 番委員 議案第 20 号申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。報告第 9 号整理番号 1 番の関連になります。現地案内図は 4 ページになります。申請事由は記載のとおりでございます。去る 2 月 7 日午前 10 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基

準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 2 番について、14 番委員。

14 番委員 議案第 20 号申請番号 2 番の現地調査結果につきましてご報告いたします。現地案内図は 5 ページになります。本案件は、先ほど事務局より説明のありましたとおり、報告第 9 号整理番号 2 番の関連であり、違反の追認を求められているものであります。現地調査を 2 月 9 日午前 9 時頃より、申請人の立ち会いのもとに行いました。本申請箇所は、福島県が事業主体の農山村地域復興基盤総合整備事業矢川原地区の土地改良事業計画におきまして、公会堂駐車場用地として非農用地の設定がなされている土地でございます。このことを踏まえ、調査項目に基づき、申請者からの聞き取り、及び現地の状況を確認いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断してまいりました。以上ご報告いたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 18、議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 21 号についてご説明いたします。議案書の 47 ページ、申請番号 1 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。本案件は議案第 19 号申請番号 1 番の関連となります。事業承継者が、第 3 種農地に工場等を整備するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、4 番委員。

4 番委員 議案第 21 号申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 3 ページになります。去る 2 月 10 日午後 1 時 30 分頃より、代理人行政書士

立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 19、議案第 22 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 22 号についてご説明いたします。議案書の 48 ページ、申請番号 1 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。既存の会社事務所に隣接する農地に、駐車場を整備するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、7 番委員。

7 番委員 議案第 22 号申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 6 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 2 月 7 日午後 1 時 30 分頃より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 20、議案第 23 号「現況確認証明申請について」を議題といたしますが、この議案には、私が議事参与の制限に該当する案件が含まれてありますので、ここで議長を職務代理者と交代をいたします。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 議事を再開いたします。日程第 20、議案第 23 号「現況確認証明申請について」を議題といたします。なお、この議案に対しましては、議事参与の制限に該当する案件がありますので、申請番号 33 番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第 31 条の規定により、18 番委員にはこの間退席を願います。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開します。事務局から申請番 33 番についての説明を求めます。

事務局 先ず、正誤表のとおり修正がありますのでご報告いたします。議案書 55 ページ、申請番号 34 番の筆数について、11 筆となっておりますが、正しくは 10 筆の誤りとなります。それでは、議案第 23 号のうち、申請番号 33 番についてご説明いたします。議案書の 55 ページになります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。今回申請のありました土地 5 筆について、非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 33 番について、現地調査委員を代表しまして、12 番委員から報告を願います。

12 番委員 議案第 23 号申請番号 33 番について現地調査の報告をいたします。推進委員 1 名、事務局 1 名、そして私の 3 名で調査をさせていただきました。申請番号 33 番の 5 筆とも、進入路は見当たりませんでした。なぜかということ、大変荒廃しておりまして、雑木林の状況下でありました。よって、非農地と判断をしたところでございます。以上、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。１８番委員の復席を許します。会長が戻られますので、議長を交代いたします。暫時休議いたします。

（休議）

議 長 再開します。続きまして、議案第２３号の残り全部について、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第２３号の残り全部についてご説明いたします。議案書の４９ページから５７ページ、申請番号残り全てについて、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。申請番号９番、１６番、２９番の１筆、３９番の１筆を農地、それ以外の申請地全てを、非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号１番から１１番について、現地調査委員を代表しまして、５番委員から報告をお願いします。

５番委員 議案第２３号申請番号１番から１１番について現地調査の報告をいたします。去る２月３日午前９時頃より、農業委員１名、農地利用最適化推進委員１名、事務局職員１名の計３名で現地調査を行いました。先ず、申請番号１番について、案内図は７ページになります。原町区深野地内にあり、労力不足により不耕作となり、雑木が生い茂っているため、農地利用困難と判断し、非農地といたしました。

次に、申請番号２番について、案内図は８ページになります。原町区大木戸地内にあり、除草管理されているが、砂利や岩盤が点々と多くあり、農業機械で耕作するのが困難であることから、非農地と判断いたしました。

次に、申請番号３番について、案内図は９ページになります。原町区大木戸地内にあり、周辺の宅地化が進み、ごく小面積で残ったものであり、現状、農地の様相ではないため、非農地と判断いたしました。

次に、申請番号４番について、案内図は１０ページになります。原町区大木戸地内にあり、雑木が生い茂っていることから、再生利用困難と判断し、非農地と判断いたしました。

次に、申請番号５番について、案内図は１１ページになります。原町区押釜地内にあり、雑木が生い茂っているため、農地に復元するのが困難と判断し、非農地と判断しました。

次に、申請番号 6 番について、案内図は 1 2 ページになります。原町区馬場地内にあり、平成 2 0 年頃までは耕作していたが、病気ため不耕作となり、小面積で雑木が生い茂っているため、非農地と判断しました。

次に、申請番号 7 番について、案内図は 1 3 ページになります。原町区馬場地内にあり、平成 2 年頃から不耕作となり、雑木が生い茂っているため、非農地と判断しました。

次に、申請番号 8 番について、案内図は 1 4 ページになります。原町区高倉地内にあり、令和元年の台風 1 9 号による豪雨により、砂礫が流入しており、再生利用困難と判断し、非農地と判断しました。

次に、申請番号 9 番について、案内図は 1 4 ページになります。原町区高倉地内にあり、田を耕し管理されており、何ら問題がなく、農地と判断いたしました。

次に、申請番号 1 0 番について、案内図は 1 4 ページになります。原町区高倉地内にあり、雑木が生い茂り、再生利用困難であるため、非農地と判断しました。

最後に、申請番号 1 1 番について、案内図は 1 5 ページになります。原町区高倉地内にあり、平成 6 年まで耕作していたが、それ以降は不耕作となり、雑木が生い茂り、再生利用困難であるため、非農地と判断しました。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 1 2 番から 2 2 番について、現地調査委員を代表しまして、9 番委員から報告をお願いします。

9 番委員 議案第 2 3 号申請番号 1 2 番から 2 2 番について、1 1 件一括して現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 6 から 2 6 ページになります。去る 2 月 3 日午後 1 時 3 0 分より、農業委員 2 名、農地利用最適化推進委員 1 名、事務局 1 名の計 4 名で現地調査を行いました。先ず、申請番号 1 2 番についてですが、現状は雑木が生い茂っております。森林化しており、この申請者世帯については後継者もいないことから、非農地と判断しました。

次に、申請番号 1 3 番の 2 筆については、いずれの土地も不整形また狭小地であり、現状は森林化しておることから、非農地と判断いたしました。

次に、申請番号 1 4 番については、現状は竹林化しており、再生が困難であることから、非農地と判断しました。

次に、申請番号 1 5 番のうち、岩屋堂 2 9 番 1 は、耕作に必要な水の確保ができない状態であり、また、土地の 3 分の 1 は法面であり、森林化しておることから、再生利用困難と認め、非農地と判断しました。岩屋堂 2 9 番 1 0、2 9 番 1 3 の 2 筆については、狭小地であり、農地として利用度が低いことから、非農地と判断しました。

次に、申請番号 1 6 番については、きれいに管理されており、農地として再生が可能なことから、農地と判断しました。

次に、申請番号 17 番については、4 筆とも森林化しており、農地として再生は困難であることから、非農地と判断しました。

次に、申請番号 18 番については、森林化しており、再生が困難なことから、非農地と判断しました。

次に、申請番号 19 番については、雑木が生い茂っており、後継者もないという状況を鑑み、非農地と判断しました。

次に、申請番号 20 番については、5 筆とも森林化しており、農地として再生が困難であることから、非農地と判断しました。

次に、申請番号 21 番については、4 筆とも森林化しており、農地として再生が困難であることから、非農地と判断しました。

次に、申請番号 22 番については、3 筆とも森林化及び竹林化しており、農地として再生は困難であることから、非農地と判断しました。以上ご報告いたしますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 続きまして、申請番号 23 番から 32 番及び 34 番について、現地調査委員を代表しまして、12 番委員から報告をお願いします。

12 番委員 議案第 23 号申請番号 23 番から 34 番まで、現況確認調査を実施しましたので、ご報告をいたします。申請番号 33 番については、先ほどご報告しましたので除きます。去る 2 月 4 日午後 1 時 30 分より、小高区役所 2 階の打ち合わせスペースにおいて、調査の内容について事前確認をさせていただきました。その後、農地利用最適化推進委員 1 名、事務局 1 名、そして私の 3 名で、航空写真と調査資料に基づいて、現地確認調査をしたところでございます。まずは、申請番号 23 番でございますが、現地案内図は 27 ページでございます。畑 5 筆ともに、一部雑木、そして篠竹と萱が繁茂しており、非農地と判断をさせていただきました。

続いて、申請番号 24 番でございますが、現地案内図は 28 ページと 29 ページとなります。堂林 20 番は雑木が生えておりまして、妙見平 125 番と 128 番は全面竹林です。

続いて、申請番号 25 番ですが、現地案内図は 30 ページと 31 ページとなります。下山畑の 3 筆は竹藪であり、下戸屋迫は太平洋沿いの高台にありまして、狭小地で 70 パーセントほど雑木が生えている状況下であります。

続いて、申請番号 26 番ですが、現地案内図は 32 ページでございます。いずれも雑木の大木が茂る山林となっております。特に、横山の 6 筆は既に進入路は見当たりませんでした。

続いて、申請番号 27 番ですが、現地案内図は 33 ページとなります。雑木、松、^{もみのき}樅木等が茂っておりまして、農地の様相は全くありませんでした。

続いて、申請番号 28 番でございますが、現地案内図は 33 ページでございます

す。進入路はありません。雑木の大木が茂る山林でありました。

続いて、申請番号 29 番ですが、現地案内図は 34 ページとなります。沼ノ上 34 番については、宅地に隣接して、震災前の育苗ハウスのパイプが建ってありました。管理されておりますので、農地だと判断をさせていただきました。なお、所有者にも了解をいただきました。その他の 3 筆は雑木林となっておりました。

続いて、申請番号の 30 番ですが、現地案内図は 35 ページとなります。雑木林の状態でした。

続いて、申請番号 31 番ですが、現地案内図は 36 ページとなります。雑木と松の木が生えており、まさに山林でございます。

続いて、申請番号 32 番ですが、現地案内図は 36 ページとなります。5 筆ともに雑木林でございます。

続いて、申請番号 34 番になります。現地案内図は 38 ページとなります。10 筆いずれも雑木の大木、そして杉の木が生えておりまして、山林となっております。奥地にありまして、進入路がなく、目視で確認しております。全く農地という様相はありませんでした。以上、申請者 11 名 51 筆の現地確認調査の判定と判断の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。以上でございます。

議 長 続きまして、申請番号 35 番から 41 番について、現地調査委員を代表しまして、8 番委員から報告をお願いします。

8 番委員 議案第 23 号申請番号 35 番から 41 番につきまして現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 39 ページから 46 ページになります。申請番号 35 番ですが、平成 2 年頃まで土地所有者である父が耕作していたが、労力不足により不耕作となり、雑木が生えて非農地化していました。それで、非農地と判断しました。

 続きまして、申請番号 36 番ですが、案内図は 40 ページです。雑木が生えて非農地化していました。

 続きまして、申請番号 37 番ですが、案内図は 41 ページです。竹が生え山林化していたため、非農地と判断しました。

 続きまして、申請番号 38 番ですが、案内図は 42 ページです。雑木が生えていたため、非農地と判断しました。

 続きまして、申請番号 39 番ですが、案内図は 43 ページから 44 ページです。川子字内田 62 番に関しては、野菜を栽培して畑として使用しているため、農地と判断しました。川子字木根田 6 番 1 は森林化のため、非農地と判断しました。

 続きまして、申請番号 40 番ですが、案内図は 45 ページです。今雑木が生えていたため、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号４１番ですが、案内図は４６ページになります。かなり長い間手入れされておらず、雑木が生えて山林化していたため、非農地と判断しました。以上、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第２１、議案第２４号「令和７年度標準農作業料金の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第２４号についてご説明をいたします。議案書の５８ページから５９ページになります。令和６年１２月１６日開催の農地専門委員会で協議した素案をもとに、令和７年１月２８日開催の標準農作業料金検討会議で原案を作成し、その結果を、定例総会において決定を求めるために、提案をさせていただくものとなっております。１月定例総会の中でご報告させていただきました内容から、若干変更がございます。まず、田植作業の４項目のうち、下２項目の料金につきましては、プラス料金で表記をすることといたしております。

 次に、堆肥散布の摘要欄について、積み込みの場合の加算料金について、追加記載させていただいております。加算額は他自治体の料金を参考としております。変更箇所は以上となっております。なお、育苗料金につきましては、ＪＡ資料のもと検討することとしておりましたが、２月５日時点でのＪＡの回答といたしましては、令和７年度の単価は据え置きとなる公算が高いとのことでしたので、育苗料金は据え置きとさせていただいております。こちらの内容につきまして、ご審議をいただき、決定となれば、各関係機関及び市のホームページ等で周知を図る運びとなっております。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

１５番委員 色彩選別について、摘要欄に一等米を基準にしていると記載いただいた方がよろしいのではないかと。

２番委員 くず米の出る量が多くなるか少なくなるかの違いと、仕上がりの価格が若干変わってくるくらいで、作業としてはそれほど変わらないと思います。結局、二等米も一等米も同じ機械を通すので、機械の設定だけの問題で、作業としてはそん

なに差がないのかなと思います。

議 長 暫時休議いたします。

(休 議)

議 長 再開します。休議中に 15 委員からお話ございましたように、来期以降、検討をするということで、今年度は原案のとおりで決定をしたいと思います。皆様よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、原案のとおり決することといたします。15 番委員の件については、次年度に引き継ぐという形にさせていただきたいと思います。

議 長 次に、日程第 22、議案第 25 号「農業委員の辞任の同意について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 当日配付議案書の 4 ページから 5 ページ、議案第 25 号についてご説明いたします。この度、辞職願の提出がありました委員の辞任について。農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づき、南相馬市から農業委員会に対し、同意を求められましたので、次のとおり審議を求めるものでございます。辞職を願った委員の氏名、退職希望日、退職理由等については、記載のとおりとなっております。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、同意することといたします。

議 長 以上で、本日本日予定いたしました報告 7 件、及び議案 13 件、合わせて 20 件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の 2 月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変お疲れ様でした。

(閉 会 午後 3 時 13 分)

南相馬市農業委員会会議規則第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 3 月 17 日

議事録署名人（7 番・シガ ツネオ）

議事録署名人（8 番・スズキ カズオ）

議事録署名人（9 番・ナガイ サトシ）
